

C地区 (原爆ドーム背景地区)	世界遺産である原爆ドームの背景に位置する地区とし、原爆ドームの存在感に配慮した景観の形成を図ります。 ア 平和記念資料館本館下の視点場から見た南北軸線上の眺望景観に配慮します。 イ 平和記念公園と連携し、世界遺産原爆ドーム及び平和記念公園周辺にふさわしい品格ある雰囲気と都市的なにぎわいとのバランスがとれた空間の形成を図ります。 ウ 歩行者空間に面する建築物等の低層階は、ヒューマンスケール、素材、色彩などに配慮するとともに、歩行者空間と一体となるようデザインを工夫し、にぎわいの演出に努めます。 エ 建築物等の敷地においては、景観に潤いを与えるため、原爆ドームや平和記念公園、河岸緑地、沿道の並木等との連続性、調和を確保して緑化を推進するとともに、建築物等の屋上緑化や壁面緑化に努めます。 オ 水辺空間の利活用を図り、にぎわいを演出します。 カ 建築物等の色彩については、平和記念公園や河岸緑地の樹木とも調和するよう、高明度、低彩度を基調とします。
D地区 (平和大通り沿道地区)	平和大通り沿道の地区とし、平和記念公園及び平和大通りからの眺望に配慮した景観の形成を図ります。 ア 平和記念公園からの眺望に配慮しながら、平和大通り沿道の建築物等と緑豊かな道路空間が一体となった美しい街並み景観の形成を図ります。 イ 歩行者空間に面する建築物等の低層階は、ヒューマンスケール、素材、色彩などに配慮するとともに、歩行者空間と一体となるようデザインを工夫し、にぎわいの演出に努めます。 ウ 建築物等の敷地においては、景観に潤いを与えるため、原爆ドームや平和記念公園、平和大通り、河岸緑地、沿道の並木等との連続性、調和を確保して緑化を推進するとともに、建築物等の屋上緑化や壁面緑化に努めます。 エ 建築物等の色彩については、平和記念公園や平和大通りの景観と調和するよう、高明度、低彩度を基調とします。
E地区 (周辺市街地地区)	平和記念公園からの眺望に配慮する必要がある地区とし、東西の区域ごとに景観の形成を図ります。 ア 東側の区域は、低層階においてにぎわいや楽しさを演出しつつ、*都心の目抜き通りを中心とした商業・業務地区にふさわしい街並み景観の形成を図るとともに、高層階については平和記念公園からの見え方に配慮します。 イ 西側の区域は、住宅と商業・業務施設等が調和した落ち着いた街並み景観の形成を図ります。 ウ 歩行者空間に面する建築物等の低層階は、ヒューマンスケール、素材、色彩などに配慮するとともに、歩行者空間と一体となるようデザインを工夫し、にぎわいの演出に努めます。 エ 建築物の低層階は、店舗などの立地によるにぎわいの創出を図ります。 オ 景観に潤いを与えるため、敷地内緑化や建築物等の屋上緑化や壁面緑化に努めます。 カ 建築物等の色彩については、原爆ドームの*バッファージーンに隣接する地区であることに配慮し、高明度、低彩度を基調とする。

2 景観形成の方針

原爆ドームは、人類史上最初の原子爆弾による被爆の惨禍を伝える歴史の証人であり、核兵器の廃絶と世界の恒久平和を願う世界の人々の心のよりどころとなっています。そして、平和記念公園は、原爆の犠牲になった多くの人々の霊を慰めるとともに、二度とこのような悲惨な出来事を起こしてはならないという決意を込めて、*広島平和記念都市建設法に基づく「恒久の平和を記念すべき施設」として整備された公園で、国の名勝に指定されています。

世界遺産である原爆ドームを含む平和記念公園においては、市民や国内外から広島を訪れる人々が、平和を祈り、平和を考え、安らぎ、くつろぐことができる環境を整えていく必要があります。また、その周辺地区においては、世界遺産の周辺にふさわしい品格ある雰囲気と都市的なにぎわいとのバランスがとれた都市空間を形成していく必要があります。

	景 観 形 成 の 方 針
A地区 (平和記念公園地区)	平和記念公園と平和大通り等の道路、*橋りょう、河川、河岸緑地を含む地区とし、平和記念公園の役割にふさわしい良好な景観の保全及び形成を図ります。 ア 建築物等のデザインは、平和記念公園のたたずまいとの調和を図ります。 イ 平和記念公園に接する平和大通りは、公園へのアプローチ部として、ゲート性などに配慮した空間整備を進めます。 ウ デザインに配慮した河岸の散策路、道路等の整備や案内誘導サインの充実などに取り組みます。 エ 水辺空間の利活用の推進を図ります。 オ 建築物等の色彩については、平和記念公園の落ち着いた雰囲気と調和するよう、高明度、低彩度を基調とします。 カ 南北軸線上の眺望景観を阻害する施設等は設置しないこととします。また、植栽により原爆ドームに平和記念資料館本館下の視点場からの視線を誘導します。
B地区 (*バッファージーン地区)	世界遺産である原爆ドームの*バッファージーンのうち、A地区を除く地区とし、原爆ドーム及び平和記念公園を取り囲む地区にふさわしい良好な景観の形成を図ります。 ア 北側の区域は、原爆ドームの背景に位置するため、平和記念資料館本館下の視点場から見た南北軸線上の眺望景観に配慮します。 イ 東側の区域のうち、原爆ドームに近接する街区については、相生橋から元安橋までの元安川右岸からの眺望に配慮するとともに、これに隣接する街区については、*スカイラインに配慮します。 ウ 南側と西側の区域は、平和記念公園からの眺望に配慮するとともに、南側の区域は、建築物等のデザインについて特に工夫します。 エ 歩行者空間に面する建築物等の低層階は、ヒューマンスケール、素材、色彩などに配慮するとともに、歩行者空間と一体となるようデザインを工夫し、にぎわいの演出に努めます。 オ 建築物等の敷地においては、景観に潤いを与えるため、原爆ドームや平和記念公園、平和大通り、河岸緑地、沿道の並木等との連続性、調和を確保して緑化を推進するとともに、建築物等の屋上緑化や壁面緑化に努めます。 カ 建築物等の色彩については、原爆ドーム周辺の環境を適切に保全するため、高明度、低彩度を基調とします。